

ISSN 2188-7942

奈良経営学雑誌

第3巻

Nara
Management
Journal

electronic magazine

奈良マネジメント研究グループ

©NGOMS

2014 -

目 次

論 説

- Donaldson の「企業道徳的主体としての条件」論を読む …… 宮坂 純一
- Keeley の「非人格としての組織」論 …… 宮坂 純一

《論 説》

Donaldson の「企業道徳的主体としての条件」論を読む

宮坂 純一

解 題

- 1 Donaldson の現状認識
- 2 道徳的人格説 vs. 構造制約説
 - 2-1 道徳的人格説
 - 2-2 構造制約説
- 3 モラルエージェンシーの条件
- 4 企業の道徳的責任の具体的な内容を理解するための予備的スキーム

小 活

解 題

企業は道徳的主体なのか (Is the corporation a moral agent) ? これは business ethics あるいは corporate social responsibility といわれる学問領域で展開されてきたいわゆる「企業道徳的主体論争」で問われている事柄である。

企業道徳的主体論争は、フレンチ (French,P.) の「コーポレーションは道徳的人格であ

る」⁽¹⁾との問題提起を巡って、1970-80年代から展開されてきた論争であり、キーワードは「道徳的主体としてのコーポレーション」である。この問題は、単に哲学レベルの認識論的な問題であるだけでなく、企業の責任のあり方を特定するという意味で極めて実践的な問題でもあり、基本的な問題である⁽²⁾。但し、「基本的な」問題であるが故に、賛成者と反対者が入り乱れて幾つかの論点を巡って議論がおこなわれてきたことが示しているように、難解であり、またある論文で反対者と見做されている研究者が他の論文では賛成者と位置づけられているように、かなりの「交通整理」を必要とする厄介な問題でもある。

筆者はこの「企業道徳的主体論争」にかなり以前から関心を寄せ幾つかの論攷を発表してきたが、いま（2015年に入って）あらためてその論争を体系的に整理しようと考え、その流れを追体験しその意味・意義を検証する作業（大仰に言えば、「企業道徳的主体論争史」研究）に取りかかっている。その切っ掛けとなったのが Rönnegard, D., *Corporate Moral Agency and the Role of the Corporation in Society*, The London School of Economics and Political Science, 2006 との出会いであった。その冒頭に、「コーポレーション自体は道徳的主体としての資格を持つものではない。……それ故に、コーポレーションは、その構成員とは別個に、道徳的に責任を負えない」、という記述がある。この問題に関しては、確かに厄介な問題であるが、すでに結論（コーポレーションは、幾つかの条件が付くとしても、道徳的責任を問われるという意味で道徳的主体である）がでていたとの認識を持っていた当時の筆者には、レンネガードの見解は「奇妙に思われる」が、他方で、「新鮮で」あり、好奇心をそそられた。論点を再確認する意味もあり、手元の文献を紐解くと、幾つかの興味深い指摘を見いだすことができた。たとえば、ロサーノ（Lozano, J.M.）⁽³⁾は、「コーポレーションは道徳的人格であるとのテーマはかなりの論争をもたらしたが、結論に到達してしない」、との1990年のファイファー（Pfeiffer, R.S.）⁽⁴⁾の見解を引用して、2000年以前の理論状況を彼なりに整理していたし、ムーア（Moore, G.）⁽⁵⁾は、business ethics の分野で基本的な問題であるにもかかわらずなおざりにされそして結果的には未決着のまま放置されてきた問題として、「コーポレーションのモラル・ステイタス」問題をあげている。何故にそのような事態に陥っていたのであろうか。その理由は、ムーアの認識に従えば、簡単である。それは、この問題が「内在的に複雑であること」に起因している。

そして筆者が「内在的に複雑であること」をはっきりと認識したのは、レンネガードの論文（David Rönnegard, “How Autonomy Alone Debunks Corporate Moral Agency”, *Business and Professional Ethics Journal*, Volume 32, Issue 1/2, 2013）を（著者の許可を得て）翻訳する機会に恵まれたときである⁽⁶⁾。なぜならば、レンネガードが、彼の表現を借りれば、これまで触れられてこなかった「自律性」という概念に注目して、コーポレートモラルエージェンシーは誤りであることを証明する、という明確な問題意識のもとで、幾つかの成果を公表していることがわかったからである。そのとき以降、基本文献を読み解き「企業道徳的主体論争」の意義を改めて考える必要がある、という気持ちが強くなった。

本稿はそのような思いのなかで生まれた一連の（主要な文献を読み直す）作業の成果の1つであり、Donaldson, T., *Corporations and Morality*, Prentice Hall, 1982 の第2章を題材にして⁽⁷⁾、Donaldson の「コーポレートモラルエージェンシー」に関する見解を読み解いた「論説」である。

1 Donaldson の現状認識

コーポレーションの道徳的ステータスは一体いかなるものなのであろうか？という疑問から Donaldson, T. の論説は始まっている。コーポレーションは、法学的隠喩で知られているように、見えざる「人格」なのか、それとも、規則、手続きそして利潤を生み出すように組み立てられた、非人格的な機械に極めて似ているのであろうか、と。コーポレーションが人間と同じように道徳的主体であるならば、人間と同じようにモラルティーという責任を引き受け、良心と類似する何かを発達させることを求められ、同時に、人間と類似した存在であるならば、コーポレーションは、財産を所有し、契約を締結し、言論の自由を行使する権利を持つべきである。しかし逆に、コーポレーションが道徳的主体ではなく、複雑な機械に似ているならば、社会に害を与えないように、政府によるコーポレーションの統制という様式で、直接的に統制されるべきである。

コーポレーションを道徳的主体として見なす流れに眼を転じた Donaldson が注目したのはつぎのようなコーポレーション観である。コーポレーションは、人工的に作られたもの、しかも、卓越した人工物であり、それを作り出した人々から構成されているが、コーポレーションは「そこに参加している諸個人の単なる集合体以上の (more)」ものとして見做されなければならない存在である、と (p.19.)。例えば、エクソンが他の会社を買収したとすると、その行為は、経営者が会社を購入したものではないし、株主が購入しものであるとは言えないだろう。というのは、現在の経営陣が退職し株主が死去したり株を売却した後も、エクソンがその会社を所有し続けるかもしれないからである。エクソンは参加者たちの集合体以上のものである。問題は「以上のもの」の内容である。

その「以上のもの」が道徳的主体であることを意味しているのであろうか？ 「以上のもの」があるとすれば、それは具体的には何なのであろうか？ これが Donaldson の疑問である。彼は、自らの疑問の解くために、これまで提示されてきた根拠を思いつくままに、下記のように、列挙している。

コーポレーションを道徳的主体として見なす主張は一見すると論証を必要としないほど明らかであり、強力であり、コーポレートモラルエージェンシーに疑問を投げかけることは奇妙なことに映るかもしれない。なぜならば、通常の議論も法学の伝統もそのような位置づけをすでに認

めているように思われるからである。我々は、一方で、スタンダードオイルが「アメリカの利潤は外国の利潤だったと主張して、大衆を欺いていた」とか、「フッカーケミカルカンパニーが政治家を買収して環境政策を打ち出していた」等々の話を聞いたり、他方で、「ゼロックスが南アフリカでの販売を自粛して社会的責任を果たしている」などのコーポレーションを賞賛する声を聞くことがある。このようなありふれた論評は、Donaldson によれば、コーポレーションは、少なくとも、「責任がある」、「処罰を受ける」等々の述語の主語となり得るという点で道徳的主体として見なされる、ということを示している。そしてこの事実が、コーポレーションは、契約する、警戒する、謝罪する、約束する、等々の人間がおこなうような事柄をしばしば行っている、という知見と結びつき、コーポレーションを道徳的主体として認める強力な主張が生まれてくる。

法律の様々な文脈でもコーポレーションは道徳的主体として考えられている。例えば、連邦食品・医薬品・化粧品法では、コーポレーションは人格としてのステイタスを与えられ、罪、責任 (liability) そして処罰の対象である。また少なくとも2つの事例では、コーポレーションは自然権 (natural right) を有すると仮定されている。アメリカ憲法修正第14条では、「デュープロセスオブローなしに、自由、財産」を剥奪されることないと言及されているヒトのなかにコーポレーションが含まれているし、1978年に、最高裁はコーポレーションに言論の自由を認めている。

他方で、その、道徳的主体という、もっともらしい仮定が、不可解にも、損なわれている現実も存在している。例えば、我々は、通常は、コーポレーションを道徳的主体として見なしているが、時々、普通の主体に対しては決してしないような方法でコーポレーションや従業員の行動を正当化している。⁽⁸⁾

また、コーポレートエージェンシーと普通の主体が区別されているのではないのかという疑いは法律の歴史によっても補足的に確認される事実である。コーポレーションは一定の権利の担い手として見なされているが、投票する権利あるいは「義務兵役」に登録する義務を与えられているわけではない、等々に象徴的に見られるように、コーポレーションは、歴史的には、個人とは異なる扱いを受けてきた。コーポレーションは決して死なないし結果的には財産を売却しないと言うことを根拠として、コーポレーションに土地を譲渡することが禁止されてきた。現在のアメリカの法律はコーポレーションを人工的な人格 (法人) として扱っているが、イギリスの法律ではそのようになっていない⁽⁹⁾。また、アメリカの法律も20世紀以前はそのようにしていなかったし、コーポレートモラルエージェンシーとヒューマンモラルエージェンシーの相違は厳格責任原理のなかでいまでも見られる現象であり、厳格責任原理はコーポレーションにはほぼ適用されているが、ヒトには適用されていない⁽¹⁰⁾。

以上の現状からあきらかになった事柄は、コーポレーションを道徳的主体として位置づけている人々の根拠は一貫性を欠いている、という「事実」であった。Donaldson は、それを踏まえて、次のような結論を導き出している。コーポレーションが人間と幾つかの特性を共有しているという事実だけではコーポレーションを道徳的主体として定立する

(establish)には不適切であり、更に議論を深め、コーポレーションが道徳的主体であることを証明できる特性を確認し、それらの特性をコーポレーションが所有していることを論証する作業が必要である、と。

2 道徳的人格説 vs. 構造制約説

2-1 道徳的人格説

Donaldson は、上述の課題を解決するために、これまでに提起されてきた考え方を整理する。

ひとつの「なじみがある (familiar)」試みは「道徳的人格説」(moral person view) と呼べるようなものに具体化されている流れであり、それは、Donaldson に拠れば、次のような論理に従っている。「コーポレーションが主体であるならば、コーポレーションはまた (also) 道徳的主体でもある。なぜならば、主体であるものはどんなものでも道徳的主体でもあるからである」。それ故に、コーポレーションが主体であることを証明することが問題になってくる。しかし、「主体」の正確な (proper) 定義（「意図的に行動するものはどんなもので主体である」）を用いる限り、それは容易く証明される」。すなわち、「コーポレーションは意図的に行動しているので、コーポレーションは道徳的主体なのである」。要するに、French, P. 流に言えば、「コーポレーションは本格的な道徳的人格になり得る存在であり、通常の場合では、道徳的人格に与えられた、どのような特典、権利そして義務でも有している」⁽¹⁾、ということになる。

Donaldson はここで一旦立ち止まり、そのような流れに対して次のような「疑問」を提示している。道徳的人格説は、何故に、コーポレーションはヒトと同じように道徳的主体である、と主張しているのだろうか？ 何故に、法律が暗に示唆しているように、コーポレーションは人工的につくりだされた法人である、あるいは、単なる法律がつくりだしたものにすぎない「法律上の」人格である、と主張しないのであろうか？、と。法律上の人格はローマ法から発達し、法的実践のなかで定着していった考え方であるが、何故に、そこから、道徳的人格に言及するという更なるステップを講じているのであろうか？ これに対する Donaldson の解答は、法律上人格であることだけでは本格的な道徳的人格を確立できないというものである。これに関連して Donaldson は次のように説明している。

「何か法律上人格であるということは道徳的責任を帰属させるために不適当なこともある。例えば、故人は遺言の検認のケースでは一定の法的権利を有する法律上の人格であるが、この事実はその故人が道徳的主体であると証明するには不適当である。なぜならば、故人は、過去の行為以外に、いかなることに対しても道徳的に責任を取り得ないからである」。

道徳的人格説は、コーポレーションが主体となるためには、コーポレーションは主体の定義を満たしていなければならない、あるいは、言い方を変えれば、意図的な行動を遂行しなければならない、と主張している。「しかし」、と Donaldson は自問自答する。「コーポレーションは本当にそのような行動を遂行できるのか？ 血と肉でできたヒトはあきらかにそれを遂行しているが、そのとき彼らは信念や望みをベースに行動しているのであり、コーポレーションが信念、望み、思想ないしは理性（reason）を有しているとは思われないのだ」。

道徳的人格説には、コーポレーションは意図的に行動していることを示すために「何か」が必要である。Donaldson の疑問を Donaldson 自身が挙げている例をそのまま使ってまとめると、以下のようになる。

一般的に、道徳的人格説はコーポレーションの意思決定構造に言及することによってコーポレーションの意図的な行動を示そうと試みている。どのような企業でも良いのだが、エクソンならエクソンがコーポレーションを買収すると「決定する」とき、その決定には様々なコーポレート・メカニズムの痕跡を見いだすことができる。つまり、すべてのコーポレーションにはパワー構造の段階やレベルを詳細に記述した組織ないしは責任のフローチャートがあり、コーポレーションの意思決定を認める手続きが存在している。そしてその意思決定を認める手続きは2つの主要なタイプに分けられる⁽¹²⁾。1つは「意思決定のルール」（例えば、取締役会における投票手続き）であり、第2は「コーポレーションの基本的信念や政策」（例えば、利潤極大化政策）である。この意図性がメンバーに討議を行わさせ企業ポリシーのもとで理性を働かさせることになる。そのために、すべての主体は道徳的主体であるという前提を付け加えるならば、コーポレーションは道徳的主体である、ということになる。

ただし、物事はそんなに単純ではない、というのが Donaldson の見解である。道徳的人格説の仮定では、エクソンは、株主でも従業員でもなくエクソン自体に帰属する意図を表明している。しかし、これは何を意味しているのであろうか？ これをゲームとの類似性で考えると、次のようになる。ゲームでは、規則がどの行為が合法的な動きなのかを決定するが、コーポレーションでは、取締役の決定として見なされるものはどれなのか、を規則が決定する。しかし、ゲームの規則はゲーム自体が意図していることを私たちに語ることはできない。また、同じことがコーポレーションにも当てはまる、と言えるだろう。コーポレーションが規則、政策そしてパワー構造からできあがっているとすれば、我々は、規則、政策そしてパワー構造の文脈で、コーポレーションにおいて何が考慮されているのかについては語るができるが、このことから、規則、政策そしてパワー構造が結びついたものが何かを意図している、とは言えないのである⁽¹³⁾。

コーポレーションが何かを行い、しかもそれを意図している、と言うことが間違っていることは、Donaldson に拠れば、一目瞭然であるように思われる。というのは、コーポ

レーションも、人間と同じように、意図的に遂行している事柄について異なった見解を持っているかもしれない、と仮定されているからである。人間の場合、経営者や株主のような人々はものをつくるという事業を利潤を上げる手段として見ているだろうし、従業員はサラリーをつくり出す手段として見なしているかもしれない。だが、我々は、コーポレーションに、どの解釈が正しいのかを話してくれ、と要望できないのだ。なぜならば、コーポレーションにとってはいま問題になっていることがその意図であるからである。ある著名な組織論者（Keeley, M.）が次のように述べざるをえない状況が生まれたのもこのためである。「集団に個人的な意図と類似するものが存在することを指摘できないとすれば、組織は奇妙な外見を持つ（trange-looking）人格である。組織はメタフィジカルな人格には見えないし、道徳的人格にも見えない」⁽¹⁴⁾、と。

道徳的人格説には、意図の存在を立証することが困難であるというだけではなく、更に問題がある。意図的に行動できるものはだれでも主体であり、主体でありものはだれでも道徳的主体である、と仮定されているが、道徳的主体とは認めがたい幾つかの実体が意図的に行動しているかのように見えるのだ。例えば、身をかがめてネズミを狙う猫や名前のリストに従ってソートし資料をアルファベット順に並び替えるコンピュータは意図的に行動しているかもしれないが、それらは道徳的主体とは認めがたいものである。これらは、Donaldson に拠れば、コーポレーションをモラルエージェンシーとして推定するには意図の存在以上の何かが必要であることを示している。

道徳的人格説の最後の決定的な（final）問題点はその説が言外に意味していることの内容にある。それは、コーポレーションが、道徳的に、ヒトに類似しているならば、コーポレーションはヒトが通常所有している権利を持つべきである、という命題である。Donaldson の立場から言えば、財産を所有する権利、協約を結ぶ権利、利潤追求権利等々に関しては、コーポレーションも所有すべきであると述べることはもっともらしく思われるとしても、投票する権利、社会保障給付金を引き出す権利に関しては疑問符が付くし、現実的には、多くの権利（例えば、礼拝に出る権利、幸福追求権）は、それをコーポレーションを帰属させることは、論理的に、不可能である。

Donaldson は上述のように所説を検討し、それらは「コーポレーションを道徳的人格として見なされないことを示唆している」と結論づけている。「コーポレーションは法律上の権利を保証された法律上の人格であり、コーポレーションは一種の道徳的主体であるかもしれないが、文字通りの道徳的人格とは思われない」、と。

2-2 構造制約説

道徳的人格説の失敗が、Donaldson の表現に従えば、研究者をして、対立するアプローチへと駆り立てることになった。コーポレーションはいかなる種類であろうとも決して道徳的主体ではない、と。Donaldson はこの立場を「構造制約説」と呼んでいる。構造

制約説は Ladd,J.や Warhane,P.に支持されており、「コーポレーションはその構造そのものによってコントロールされており、したがって高い頻度で道徳的自由を行使することは不可能である、という事実」を強調している。その説の極端なバージョンは「すべてのコーポレーション組織に対してあらゆる種類のモラルエージェンシーを認めることを否定している」。コーポレーションはその行為に対して責任 (blame) を問われることはない、なぜならば、その行為はその構造の単なるアウトプットにすぎないからである、と。

構造制約説は見かけ以上に精錬化されている——これが Donaldson の素直な感想である。コーポレーションは「フォーマル組織」の1つのタイプであり、そのフォーマル組織は構造上道徳的な動機に適応出来ないために、コーポレーションを道徳的主体として見なすことはできない、というのが構造制約説の論理であるが、Ladd は有名な論文で次のように述べている。コーポレーションは「目的-手段公式」に従ってのみ行動できるのであり、定義上、「特殊な目的を達成するという目的のために慎重に構造化された、計画された単位」であるという意味で、フォーマル組織である⁽¹⁵⁾、と。

コーポレーションがフォーマル組織である、という事実から、構造制約説では、コーポレーションはゲームにおけるプレイヤーに類似している、と考えられている。そしてその立場では次のように論じられる。プレイヤーとして合理的に行動することはフォーマルな規則に従って行動することを意味しており、その場合に、プレイヤーは参加者として認められるが、このことはプレイヤーを道徳的主体として見なされないということに繋がる、と。なぜならば、意思決定において道徳的な判断を基本的な要素として利用できないからであり、フォーマルな目的を達成する方法についての情報のみがコーポレーションの計算に関連する事項である。このことは、Donaldson に拠れば、コーポレーションが利潤極大化という目的を達成する方法についての情報だけに注意を払うようにデザインされていることを意味している。

Donaldson は、上述のことを踏まえて、構造制約説の論理を5段階でまとめている。

- 1) コーポレーションはフォーマル組織の部類に属する。
- 2) フォーマル組織は、定義によれば、もっぱら、特殊な目的、すなわち、利潤の達成を最大化するために、行動しなければならない。
- 3) 特殊な目的の達成を最大限にすることが道徳的規範をベースとして行動する可能性を妨げる。
- 4) 道徳的規範をベースとして行動できることがモラルエージェンシーの必要条件である。
- 5) コーポレーションは道徳的主体となり得ない。

Donaldson に拠れば、上記の論理では、3) が決定的な意味を持ち、コーポレーションは主として特殊な目的を達成するために行動しなければならないために、コーポレーションは道徳的規範をベースとして行動することができない、と仮定されている。しかし、ここに、Donaldson から見れば、明らかな疑問が生まれる。この見解の支持者たちは畏

に捕らわれているようだ、と。例えば、コーポレーションは、目的の1つとして、道徳的規範を忠実に守るという目的を持たないのであるだろうか？ 支持者たちは、コーポレーションとは対照的に、人間は道徳的規範をベースとして行動できるということを認めているが、何故に、コーポレーションはできないと決め付けているのだろうか？⁽¹⁶⁾

そして Donaldson の疑問は次のように続く。3) を活かすためには、議論に多少手を加えれば良いのではなかろうか？ 前提が修正されれば(あるいは、一連の理由があれば)、何故にコーポレーションは道徳的に行動するという目的をフォーマルな構造に組み入れることができないのかを示すことができるかもしれない、と。そこで、具体的には、2) が次のように修正される。

2) フォーマル組織は、定義によれば、もっぱら、経験に基づいた (empirical) 目的の達成を最大化するために、行動しなければならない。(「経験に基づいた目的」は、測定可能な事実、すなわち、利潤率、生産性の増加、従業員流動性の減少等々によって定義される目的に言及したものである)

そして次に、3) の「目的」に替えて、「経験に基づいた目的」というタームが当てられる。このような修正には問題があるが、上述した構造制約説の問題点を修正するために必要であるように思われる。

Ladd 自身も、フォーマル組織が目的を追求する方法に言及するときに、このような修正を暗示している。Ladd の表現を借りれば、道徳的な判断がフォーマル組織の意思決定に影響を与えるときがあるとするれば、それはその判断が事実的なものであるときだけであり、顧客の道徳的態度についてあるいは大衆の道徳的態度についての事実がコーポレーションの意思決定に影響を与えるかもしれない、なぜならば、それらがコーポレーションの特殊な目的追求と関連しているかもしれないからである、と。しかし同時に Ladd は次のように付け加えている。道徳的な問題はそれ自体としては決してコーポレーションの意思決定に影響を与えることはない、なぜならば、モラルティは決して「経験的な知識の問題ではない」からである⁽¹⁷⁾、と。

構造制約説の評価に移った Donaldson は、構造制約説に投げ掛けられてきた疑問に対して次のように論じている。第1のチャレンジャーたちは、コーポレーションがフォーマル組織であることに同意しているが、コーポレーションが本格的には道徳を熟考することはできないという結論には疑問を呈している⁽¹⁸⁾、と。彼らは、Donaldson に拠れば、構造制約説がコーポレーションの構造をゲームの規則になぞらえていることを批判している。ゲームの規則は固定されている (static) が、コーポレーションの構造は変化する、と。例えば、チェスの規則はプレイヤーが変更できないが、コーポレーションのプレイヤー(経営者、株主、従業員など)は構造や組織を変えることができるのだ。コーポレーションは

「理性的(rationally に) 行動することを強いられ、理性的に行動することはフォーマルな目的を黙々と追求すること以外の何事も意味しない、ということ主張する点で、構造制約説は間違っている。人間がチェスの規則の変更に対するコントロールをあきらめることは理性的であろうが、コーポレーションがその目的の定義に対するコントロールをあきらめることは理性的ではないであろう。逆に言えば、後述のごとく、コーポレーションは理性的であればこそ、その目的を見直さなければならないのである。

この批判は、Donaldson に拠れば、構造制約説のオリジナルバージョンに対してはその信ぴょう性を弱める (weaken) が、修正バージョンには同様の影響を与えることはできないだろう。これは、Donaldson のコトバをそのまま引用すれば、2) が、『～すべきである』は『～できる』を暗に意味している」という事態と結びついたときに、コーポレーションが道徳的規範に導かれて自分自身の目的を変えるように駆り立てるというタイプの理性を排除しているからである。分かりにくいので、彼は別のコトバで言い換えている。いかなる実体も、自らの行動をコントロールできないならば、その行動に責任を問われるべきではない (『～すべきである』は『～できる』を暗に意味している) ということになるために、コーポレーションがその構造に制約されているという事実は、コーポレーションがその構造を変革することについて道徳的に「理性的」になり得ないということの意味している、と。要するに、「理性があること」というコトバには2つの意味があり、それらが混同されている、ということである。コーポレーションは決定された目的を如何にして効果的に達成するのかという点で理性的か否かを考えること — これが第1の論点である。構造制約説はこの意味で「理性的」というコトバを使っている。しかし第2の論点もあるのであり、その場合には、コーポレーションは、その目的を道徳的に改善し再定義することができるのかという点で「理性的」か否かが問われることになる。構造制約説は、この幅広い意味で (2つの意味を区別しないで — 宮坂を) コーポレーションは理性的にはなり得ない、と結論づけている。コーポレーションは道徳的主体になり得ない、なぜならば、コーポレーションは目的追求機械に類似したものであり、その機械は目的を評価したり変更したりするように組み立てられた機械ではないからである⁽¹⁹⁾、と。

構造制約説に対する第2の批判はコーポレーションと他の組織の類似点に向けられている。若干の組織は、それを行えば慣習に従って道徳的主体として見做される行為を遂行できるという事実によって、道徳的主体として見做されている、と。例えば、国家あるいは政府は道徳的主体として見做されている。何故ならば、それらの組織は戦争を宣言したり条約を締結するというような行為を遂行できるからである⁽²⁰⁾。そしていま、コーポレーションは、国家あるいは政府と同じように、道徳的主体という名前を与えても良いような行為を遂行していると言われている。例えば、コーポレーションが、設立趣意書に従って、財産を所有し契約を締結する権限を有している、ということは一般に受け入れられている。

しかし、この議論は、Donaldson に拠れば、コーポレーションを道徳的主体として見

做す1つの独自の理由を提供するかもしれないが、構造制約説が一般的な慣習や実践とは無関係に存続することを志向している限り、構造制約説そのものを無用のものとするわけではない。

かくして、上記の2つの議論は、Donaldson から見れば、構造制約的な議論を無用のものとすることに成功していないのである。しかしそれらはつぎの2つの事項を気付かせてくれたという点で有益だった。第1に、モラルエージェンシーに反対する議論は主として「『～すべきである』は『～できる』を暗に意味している」主義に依拠していること、第2に、議論は慣習と無関係な根拠に支持されなければならないこと。それ故に、もし上記の2点が間違っているならば、構造制約説は覆されることになる。

Donaldson は、議論を先に進める前に、構造制約説の裏の意味を検討している。コーポレーションが、非道徳的主体のように、パワフルな複雑な機械のように、モラルエージェンシーとして成立することを不可能にする方法で、制約されているならば、コーポレーションは監視され規制されなければならない；道徳的な行動を担保するある種の経済的なメカニズムを欠き、道徳的責任を引き受ける能力を欠くならば、コーポレーションが、巨大な機械のように、その巨大なパワーを行使する恐れが多分に出てくるだろう；機械的な統制あるいは内的な道徳的統制が存在しないとすれば、外部の主体が統制しなければならないだろう、と。

構造制約説を疑問視する一部の人のなかには、Donaldson の分析に拠れば、政府の規制が無制限に拡大するという不安が存在する。彼らはつぎのように自問自答しているかもしれない。「我々は、長年に亘って、間違っ、コーポレーションを道徳的主体として見做し、責めあるいは褒め称え、責任ある行動を期待してきたのではないだろうか？」、と。このような現実があるにも拘わらず、構造制約説は、人々が、それなりの理由があつて、コーポレーションについてあたかもそれが道徳的主体であるかのように語ってきたということを知らなかったのではないだろうか？ そのために、道徳的主体説を、ただ闇雲にそれは戯言であるとして、拒否してきたのではないだろうか？ これが Donaldson の分析である。

そしてこのような分析が、「良く検討すると、構造制約説という鎧のなかには2つの割れ目があることがわかってきた」との Donaldson の文章につながっていく。問題はいずれも、彼に拠れば、事態が「過度に単純化されている」ことにある。第1に、「コーポレーションとは何であるのか」について過度に単純化されているし、第2に、「コーポレーションがいかに行動しているのか」に関しても過度に単純化されている。

Donaldson はそのことに関連して次のように説明している。「構造制約説は、コーポレーションはフォーマル組織である、と仮定している。これは主として1)と2)で述べられている。しかしながら注意すべき事柄がある。それは、1)と2)はコーポレーションを定義しようとしているが、その結果生まれた定義は（ただ単に言葉の意味を明記するこ

とを企てたものであり) 明示的なものとなり得ていないということである。なぜならば、それが (コーポレーションは経験主義的な目的を追求する種類のものである、との) 事実に基づいた主張をしているからである。更に言えば、それは (コーポレーションは道徳的主体ではない、との) 事実に基づいた結論にも貢献している。故に、1) と 2) は事実主義としての意義を有していることは確かである。しかし、そのことを認めたとしても、事実に基づいた事柄が当たり前のこととして正確に記述されているだけのことではないのだろうか。

更に続けて Donaldson に聞くことにする。上記のことは、組織の仕組みを理解しようとしてきた多くのビジネス関係者に「当然のように受け容れられてきたわけではない。フォーマル組織の概念は Simon, H. の理論からの引用であるが、サイモン・モデルは競合する幾つかのモデルの 1 つにすぎず、どのモデルが最も正確かについてコンセンサスが存在しているわけではない。コンセンサスが存在しているとすれば、それは、コーポレーションという組織を特徴づけるためには 1 つ以上のモデルが必要になるであろう、ということである」⁽²¹⁾。

ここまで来ると、Donaldson のなかに、1) と 2) は構造制約説にとって実際の所どの程度決定的な意味を持っているのであろうか? 全体としてのモラルエージェンシー問題にどのように影響を与えているのであろうか? 等々の疑問が生じるのは当然の流れであろう。Donaldson はそのような疑問を解くために、フォーマル組織以外の 3 つの組織モデルを検討する。合理的主体 (rational agent) モデル、組織過程モデル、政治的エゴイズムモデル。それらのモデルはそれぞれ組織を構成する独自の方法を提示したものであり⁽²²⁾、組織論者のなかで受け入れられているモデルである。

合理的主体 (rational agent) モデル

コーポレーションの行動は、コーポレーションの価値を最大化すると考えられたときある行為が選択される、という流れが一つにまとめられた (unified) プロセスである、と仮定しているのが合理的主体モデルである。このモデルでは、意思決定は合理的であり、コーポレーションはヒトという主体と同じように自覚的に (self-consciously) 価値の追求を試みる、とされる⁽²³⁾。このモデルを目標指向的と解釈することはできない。というのは、組織価値の最大化は明確な将来の出来事の追求か、それとも原理・原則に忠実であろうとするかのどちらかであり、前者では意思決定は目標指向的であるが、後者ではそうではないからである。合理的主体モデルに従えば、コーポレーションの「精神」はトップマネジメントや取締役から成り立つものであり、経営者や取締役はお互いに協議して決定に達することができる、と仮定されている。

組織過程モデル

コーポレーションの決定は統一的な意思決定プロセスの結果である、ということを否定

するのが組織過程モデルであり、その代わりに、コーポレーションは（マーケティング集団、製造集団、ロビー集団等々の）意思決定集団の緩やかか联合体として見做されている。様々の集団間の若干の調整は存在するが、統一された自覚的な意思決定は生じない、と考えられている。このモデルは、コーポレーションは組織の規則や暗黙の規範を背にして活動している、と捉えている。意思決定が必要になったとき、目の前の事態をカバーしている適当な規則を探すことから始まる、と。規則は必ずしも公式化された原則である必要はなく、暗黙の規範や一般的な期待であれば良いのである。規則自体が、このモデルでは、組織的な習慣の結果であり、標準的な操作手順にすぎないのであり、会社の資料に記載されていることもあれば、記載されていないものもある⁽²⁴⁾。

政治的エゴイズムモデル

政治的エゴイズムモデルでは、コーポレーションの意思決定は個々の従業員の決定や彼らが追求する利害の中で把握されている。コーポレーションで個々人の利害が追求される結果として生じる闘争が政治的な文脈の中で生じる闘争に擬されているのだ。参加者たちは、経済的な出世、社会的地位、継続的なフレンドシップ、などの特別な利害を有している、と仮定されている。そして、これらのエゴ的な利害の追求が参加者たちの中に不可避的に対立を生み出すのだ、と。政治的ゲームの規則は、会社の定款、消費者やコミュニティの期待、組織の伝統、業界の風土、等々によって定められる。このゲームで重要な役割を果たすのが、例えば、工場長、マーケティング担当者、ロビイストである。この政治的な規則は、参加者の圧力に耐えきれないとき、それに屈服することがある。ロッキード事件がこのことを良く物語っている。

Donaldson に拠れば、上記のような多数の経験主義的な組織モデルが存在しているということ自体が構造制約説の妥当性には疑問があるということを示している。構造制約説が説いていることとは逆に、「コーポレーションはフォーマル組織というシングルモデルの事例であると安易に仮定することは間違っている」のである。Donaldson が言いたかったのはこのことであり、その認識が「最も重要なことである」。「多分、コーポレーションは、1) が仮定しているようなフォーマル組織ではなく、合理的主体モデルに適合している。もしそうであるならば、モラルエージェンシーは、結局、コーポレーションに帰属することにある。あるいはコーポレーションは1つのモデルに固定されるのではなく、多くのモデルの特徴を表示した存在であり、一つ一つのコーポレーションを理解するためには多くもモデルが必要になろう。言い換えれば、コーポレーションはお互いに異なった存在であり、あるコーポレーションはフォーマル組織に合致し、別のコーポレーションは政治的エゴイズムモデルに合致している、等々が実態なのであろう。いずれにしても、構造制約説は、すべてのコーポレーションがフォーマル組織であると仮定することによって、事態を過度に単純化している」。

構造制約説の第 2 の過度な単純化は同一の問題の裏面とも言えるものであり、第 1 の過度な単純化と密接に関連している。それは、コーポレーションは何であるのかではなく、コーポレーションはどのように行動しているのかに関わる問題である。構造制約説は、コーポレーションは経験主義的に特殊な目的を追求しなければならないし、それがコーポレーションのできるすべてである、と仮定している。しかし、確かに幾つかのコーポレーションはこの様式に制約されているかもしれないが、逆の事例が確実に見られることも事実なのである。

Donaldson はコーポレーションの意思決定の多様性を示すものとして以下のような事例を挙げている (p.29.)。

- 1) Smith と Jones はパートナーとして広告ビジネスに携わっている。彼らは毎日同じオフィスで働き、定期的に情報を交換し、お互いに相談し合ってすべての問題を解決している。彼らが会社の株の 98 % を所有している。
- 2) 何百万という株主に所有されている GM は数千の部門に分割され、諸問題は自律的に決定されることもあれば、中央の本部に委ねられることもある。それらの部門は自分自身の意思決定構造を備えている。
- 3) Acme Marketing 社は door-to-door 販売に特化し、数千人のセールスマンを雇っている。彼らにはすべてコミッションが支払われ、彼らの多くは短時間だけ Acme Marketing 社のために働いている。多くの決定は現場で従業員によってなされ、例外的に、中央の調整に委ねられている。会社の資産は極力最小限にとどめられ、株式は経営者が排他的に所有している。

構造制約説にみられる 2 つの過度な単純化は、Donaldson の考えでは、我々が間違っただけを問いつけてきたのではないのか、ということを示している。すべてのコーポレーションが道徳的主体である、あるいはすべてのコーポレーションが道徳的主体ではない、と問うのではなく、あるコーポレーションは道徳的主体であるのかどうか、あるコーポレーションは道徳的主体ではないのかどうか、を問うべきではなかったのか、と。Smith & Jones についての結論が正しいとするならば、あるコーポレーションは道徳的主体として見なされるだろうし、構造制約説モデルに完全に適合するコーポレーションが存在するならば、それらを道徳的主体として見なすことはできないだろう。

このような認識に立つならば、「道徳的主体として見なされるためにコーポレーションが充たさなければならない条件」を特定化するという作業が必要になってくる。Donaldson のコトバを借りれば、そのような作業を終えてはじめて、「ある特定の (a given) コーポレーションは条件を充たしているかどうかを問うことが可能になる (すなわち、そのコーポレーションが道徳的主体なのか否かを「判断」できる—宮坂) ののである」。

3 モラルエージェンシーの条件

道徳的主体としての資格を得るためには、コーポレーションは道徳的意志決定のプロセスを具体化する必要がある。これが Donaldson の問題提起であり、彼は、上述の議論を踏まえて、意思決定のプロセスが道徳的になるための要件、言い換えれば、ある特定のコーポレーションを道徳的主体として見做すために最低限必要な条件を次のように公式化している。

- 1) 意思決定において道徳的理性 (reason) を行使できること
- 2) 意思決定のプロセスにおいて顕在的なコーポレート行動だけではなく政策や規則の構造も統制できること。

1)はコーポレーションを単なる機械のレベルを超えた存在へと引き上げるために必要な条件であるが、そこには、何か道徳的主体であるためには、為していることに対する単なる理由 (cause) ではなく理性 (reason) を持っていなければならない、そしてその理性が道徳的なものでなければならない、との理解がある。Donaldson に拠れば、コーポレーションはヒトのように考えることはできないが、一種の理性を行使できるのであり、このことは、コーポレーションが道徳的に説明できる (accountable) という事実によって示されている。つまり、適切な内的構造を備えているコーポレーションは、その事実によって、ヒトと同じように、自分の行動を説明する責任を免れないのであり、その説明の際に、コーポレーションの行動が何らかの道徳的理性にもとづいて為されていることを示すことが要求される。

コーポレーションが道徳的主体であるためには、意思決定において道徳的理性を行使できなければならないだけでなく、政策や規則の構造を統制できなければならない。この第2の条件に関して、Donaldson は、アリストテレスを念頭に置いて、「我々は、人間には自らの行動に対してだけではなく、その道徳的能力を維持することに対しても道徳的に責任がある、ということを知覚している。コーポレートモラルエージェンシーは、同じように、企業の政策、規則そして手続きのようなコーポレーションの道徳的な能力 (faculty) を維持することに対する責任をほのめかしている」、と述べている。第2の条件は現実には第1の条件をより詳細に記述したものである。Donaldson の表現を借りれば、「条件1はモラル・エージェンシーがコーポレーションの顕在的な行為に対する統制を要求することを明確に述べたものであり、第2の条件は道徳的な統制がコーポレーションの意思決定機構の維持に拡張されなければならないことをより詳細に述べたものである。」

ただし、これらの条件を満たしたコーポレーションは道徳的主体として見なされるであろうが、決して「道徳的人格」ではない。「コーポレーションが意思決定において道徳的理性を行使できるということから、それが、意図、喜び、ヒトとしての義務や権利のよう

な、ヒトが備えているその他の特性を、自動的に、有している、と仮定することは間違いであろう」——これが Donaldson の結論である。

Donaldson は、多くのコーポレーションは2つの条件を満たすことができないのではないだろうか、という疑問に対して、「原則的には、そのような事態に陥る理由は見当たらない」と答えている。一部の (some) 観察者が確認しているように、「ほとんどすべてのコーポレーションがすでにそれらを満たしている」、と。Donaldson の説明に拠れば、「完全に機能する道徳的な意志決定プロセスを要求するほど、その条件は厳しいものではないのだ」。ヒトでも「そのような基準に合致するものは少ないのであり」、「コーポレーションは完全な道徳的統制を持つ必要はない」と。彼は続けて次のように解説している。

「必要不可欠なレベルの統制を有するにもかかわらず、消費者がケガをするまで、製造物責任部門の不備な手続きを矯正しなかったコーポレーション」があると。この場合、その組織は「モラルエージェンシーであることを否定する必要はないだろう」。しかしながら、「コーポレーションの意思決定プロセスが完全に機械的であり、構造制約説モデルに完全に合致している、あるいはコーポレーションが完全に分断され、意思決定機構を欠いている場合には、その場合にのみ、当該組織は善と悪の区別がつかない病気あるいは精神に障害があるヒトと類似した」存在であり、「道徳的能力を改善し維持することを期待することはできない。なぜならば、道徳的能力をなに一つとして持ち合わせていないからである。そのような組織に道徳的主体としての資格を与えることはできない」。更に彼に聞くと、「社会はコーポレーションの道徳的病気状態から保護されるべきである。その1つの方法は、『コーポレーション』の資格を与えるひとつの条件として、組織がモラルエージェンシーの条件を満たしていることを要求することである」。

改めて Donaldson の見解を整理すると次のようになろう。

第1に、道徳的人格説について述べると、道徳的人格説はコーポレーションとヒトの間の類似性を過大に評価している。コーポレーションは、道徳的に言えば、「人格」ではない。コーポレーションが意図的に行動しているという事実もコーポレーションが裁判所によって法人格を授けられているという事実もコーポレーションが人格であるということを示すものではない。コーポレーションの「意図」は個々のヒトの意図とは異なっているであり、意図の存在だけではモラルエージェンシーを保証できないのである。

第2に、構造制約説について言えば、構造制約説も「抜けている (wanting)」ことが明らかになった。この見解は、コーポレーションの性質並びにその行動の仕方を過度に単純化しているために、間違っている。Donaldson の見方に従えば、小さなコーポレーションは言うまでもなくジャイアントコーポレーションでさえも、2つの必要条件を満たしている限り、道徳的主体として見なされることになる。

4 企業の道徳的責任の具体的な内容を理解するための予備的スキーム

Donaldson の「現状認識」と「分析枠組」に従えば、小企業であれ大企業であれ、その企業が2つの必要条件を満たしているならば、それは道徳的主体とみなされるのであり、事実、現在では、ほとんどすべての企業に対して道徳的責任を問うことが可能なのである。企業は道徳的主体である。

とすれば、改めて、次のことが課題となってくると思われる。企業を道徳的主体とみなすことができるならば、そのような道徳的主体性（モラルエージェンシー）の内容を、ヨリ具体的なレベルで、いかに把握すればよいのか、という問題がそれである。Donaldson のコトバで表現すると、「コーポレーションが道徳的主体となり得るならば、その主体性（エージェンシー）は何を意味しているのか?」、と。

これは、宮坂の読み方に拠れば、いまだ「未解決」であった、道徳的理性を行使しているか否かを何によって判断するのか、という問題に対する回答でもある。別の言い方をすれば、モラルエージェンシーの条件として「1）意思決定において道徳的理性を行使できること」が指摘されていたが、Donaldson にあっては、その「道徳的理性を行使する」とはどのようなことを指しているのかについて、明示的な説明がなされていないのではないのか、という疑問である。

Donaldson は、ただし、この点に関して、企業の道徳的な義務（責任）を明示することによって、そのような課題に答えようとしている。それは、Donaldson の次のような文章から容易に引き出される事柄である。「モラルエージェンシーにとっての最低必要限の資格を充たしているあらゆる種類のすべてのコーポレーションをよく考えてみよう。彼らの義務と義理（duty and obligation）はどのようにして定義されるべきなのか?」。

コーポレーションがヒトと同じような義務を有していると考えことは畏に陥ることであり、それは避けるべきであるが、コーポレーションの義務がヒトの義務のミラーイメージ（mirror image）ではないとすれば、それは何なのか? Donaldson は、このような問題意識のもとで、C.Walton⁽²⁵⁾に学び、コーポレーションの道徳的義務を「直接的なもの」と「間接的なもの」に分ける。

直接的な義務は明示的にフォーマルに特定されているものであり、株主、従業員、納入業者、顧客、等々のコーポレーションと直接にビジネス上の関係を有する人々に対する義務である。これらの義務は契約や法令として明示されているので、処理が容易である。これに対して、間接的な義務はフォーマルに明示されたものではなく、当該コーポレーションと直接にビジネス上の関係をもたない人々（例えば、競争相手の企業、地域共同体、大衆）に対して負う義務である。

間接的な義務は、直接的な義務とは異なり、これまで必ずしも注目されてはこなかった。

確かに、間接的な義務として、公平に競争する義務、地域社会を公害から守る義務、大衆を傷つけない義務、等々が知られているが、コーポレーションが、誰に対して、いかなる間接的な義務を、どの程度、有しているのか、あるいはそれらを倫理的に正当化するものは何なのか、等々に代表される基本的な問題は依然として未解決なままに置かれてきた。しかしながら、コーポレーションの義務、特に、間接的な義務を明示しなければ、現実的な問題として、道徳的主体としてのコーポレーションの道徳的責任を問うことはできないのである。

上記の作業によって、コーポレーションが道徳的な側面 (dimension) を有することは明らかになったが、その側面の特性が十分に解明されたとは言いがたい。これが Donaldson の「総括」であり、その解明を目指してコーポレーションの間接的な義務の検討することが今後の課題をしてあげられている⁽²⁶⁾。

小 活

上記のことを踏まえると、Donaldson の見解は、本稿 (宮坂) の理解に従えば、以下のように (問答形式を取れば) 整理される。

- Q 1 道徳的人格説と構造制約説に対する Donaldson の評価は、一言で言えば、どのようなものなのか？
- A 1 道徳的人格説は一般化して分かり易いように見えるが、根拠に欠いている。他方、構造制約説は見かけ上は精錬化されてはいるが、基本的には、単純化された仮定に依拠しており現実から「遊離」している。
重要なことは、そもそも2つの説が双方とも問題を立て方を間違っていることにある。
- Q 2 Donaldson によれば、コーポレーションは、ある条件を充たせば道徳的主体であるが、決して道徳的人格ではない。とすれば、彼にあっては、道徳的主体と道徳的人格はどのように区別されているのか？
- A 2 7～8 ページから推察すると、コーポレーションが、道徳的に、ヒトが通常所有している権利を持っているならば、コーポレーションは道徳的人格である。Donaldson の立場から言えば、財産を所有する権利、協約を結ぶ権利、利潤追求権利等々に関しては、コーポレーションにも認められているが、投票する権利、社会保障給付金を引き出す権利に関しては疑問符が付くし、現実的には、多くの権利 (例えば、礼拝に出る権利、幸福追求権) は、それをコーポレーションを帰属させることは、

論理的に、不可能である。コーポレーションは法律上の権利を保証された法律上の人格であるが、道徳的人格ではない。

Q 3 Donaldson の立場では、道徳的人格説は、コーポレーションを、ヒトとの関連で、どのように把握しているのか？

A 3 Donaldson の立場からは、道徳的人格説は図 1 のように図解される。

図 1 道徳的人格説 (P.French) の立場

実体 / 属性	道徳的主体	道徳的人格
ヒト	○	○
コーポレーション	○* ¹	○

*¹ 根拠：コーポレーションには意図（企業内意思決定構造）がある

Q 4 Donaldson の立場では、構造制約説は、コーポレーションを、ヒトとの関連で、どのように把握しているのか？

A 4 Donaldson の立場からは、構造制約説は図 2 のように図解される。

図 2 構造制約説 (J.Ladd, M.Keely, P.Warhane) の立場

実体 / 属性	道徳的主体	道徳的人格
ヒト	○	○
コーポレーション	×* ²	×

*² 根拠：フォーマル組織であるコーポレーションと道徳的な判断の自由は両立しない

- Q 5 Donaldson の立場は、道徳的人格説や構造制約説とどのように違っているのでしょうか？
- A 5 Donaldson の立場は図 3 のように図解される。

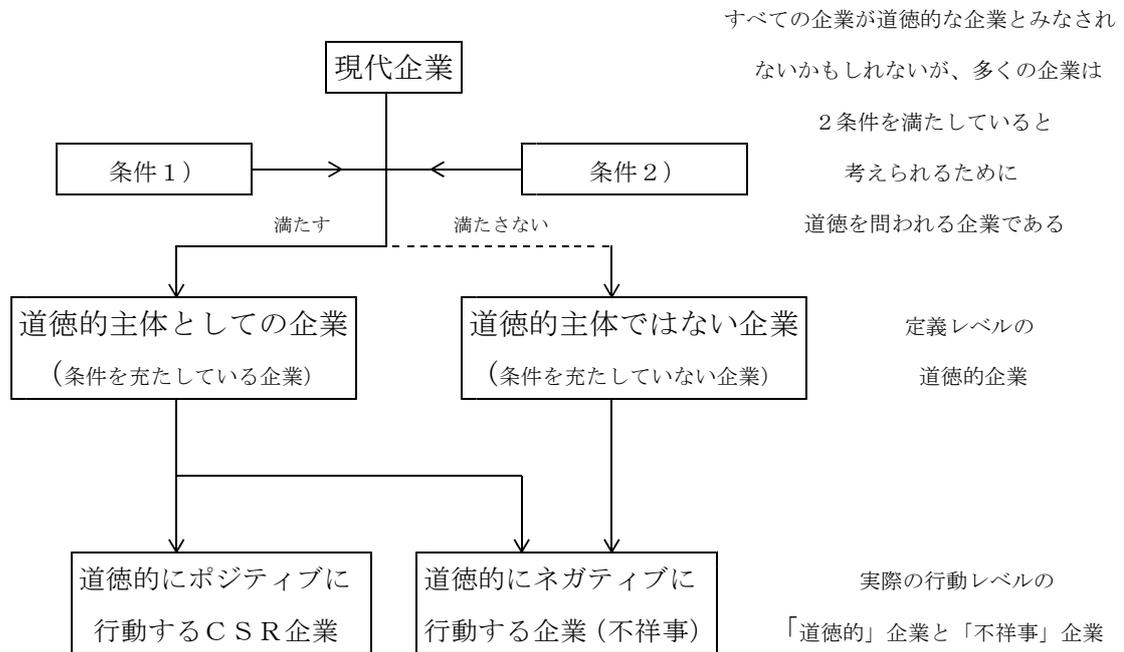
図 3 Donaldson の立場

実体 \ 属性	道徳的主体	道徳的人格
ヒト	○	○
コーポレーション	「条件付き* ³ 」○	×

*³ 条件： 1) 意思決定において道徳的理性 (reason) を利用できること、 2) 意思決定のプロセスにおいて顕在的なコーポレート行動だけではなく政策や規則の構造も統制できること。

- Q 6 現在、道徳的な企業（CSR推進企業）の出現と企業不祥事の多発が同時に進行している、あるいはCSR推進企業が企業不祥事を起こしている。このような現象はDonaldson の立場では、どのように説明されるのか？
- A 6 Donaldson の立場からは、すべての企業を1つの類型として括ることはできない。すべての企業を「道徳的主体であるべきである」と考えるのは素朴であるだけでなく非現実的であるし、「企業は構造的に道徳的主体とはなれない」と見做すことは現実から遊離している。しかし、多くの企業は2つの条件を充たせば、「道徳的主体としての企業」として見做すことができる。その意味で、現代企業は道徳的主体としての企業（倫理を問われる存在としての企業）である。ただし、「道徳的主体としての企業になれること」と「実際に道徳的主体としての企業であること」は別の事柄である。何故ならば、道徳的理性を意図的に働かせないケースもあるし、「意図せざる結果」として理性が働かなかったケースもあり得るからである。

図4 「道徳的」企業と「不祥事」企業の併存



注記

- (1) French, P.A., “The Corporation as a Moral Person” , *American Philosophy Quarterly*, 16, 1979.
- (2) 例えば、*The Stanford Encyclopedia of Philosophy*. Business Ethics (First published Wed Apr 16, 2008) (<http://plato.stanford.edu/entries/ethics-business/> 2015.11.11 アクセス) でも、企業道徳的主体論争が取り上げられている。
- (3) Lozano, J.M., *Ethics and Organizations. Understanding Business Ethics as a Learning Process*, Kluwer Academic Publishers, 2000.
- (4) Pfeiffer, R.S., “The Central Distinction in the Theory of Corporate Moral Personhood” , *Journal of Business Ethics*, 9-6, 1990.
- (5) Moore, G., “Corporate Moral Agency: Review and Implications” , *Journal of Business Ethics*, 21-3, 1999.
- (6) レンネガード稿宮坂純一訳「コーポレート・モラル・エージェンシー論の誤りを証明

- する」『社会科学雑誌』13 卷、2015 年。彼は「コーポレート・モラル・エージェンシー」が成立しないことを積極的に問い続け、2015 年に、*The Fallacy of Corporate Moral Agency*, Springer を刊行している。
- (7) 以下の行では、本稿の性質上、Donaldson, T., *Corporations and Morality*, Prentice Hall, 1982 からの引用・論述が多くなる。その場合、引用であることを逐一断らない場合もあるし、() 内の数字で引用を明記する場合もある。また注で引用記載されている文献は(26)を除いて、原著で挙げられていた文献である(したがって、宮坂未見のものもある)。
- (8) その事例として、テレビのCMでタレントがおこなった行為と全く同じ行為がディナーパーティーでおこなわれると、道徳的冷笑の的になることがあげられている。Ladd, J. もこのことに触れている。Ladd, J. “Morality and the ideal of Rationality in Formal Organization” , *The Monist*, 54 (1970), pp.488+516.
- (9) Lawson, F.H., *Introduction to the law of Property*, Clarendon Press, 1958, p.143. Goedecke, W., “Corporations and the philosophy of Law” , *The Journal of Value Inquiry*, 5 (1976).
- (10) 例えば、Mckeon, R., “Product Liability : Trend and Implications” , *The University of Chicago Law Review*, 3-6 (1970-71) ; Richard, A.W., “Strict Liability in Criminal Law” , *Stanford Law Review*, 12 (1960).
- (11) French, P., “The Corporation as a Moral Person” , *American Philosophical Quarterly*, 16 (1979).
- (12) French, “The Corporation as a Moral Person” , p.207.
- (13) Keely, M., “Organizations as Non-Persons” , *The Journal of Value Inquiry*, 15-2, 1981.
- (14) Keely, “Organizations as Non-Persons” .
- (15) Ladd, “Morality and the ideal of Rationality in Formal Organization” , p.498.
- (16) Ozar, D., “The Moral Responsibility of Corporations” , in *Ethical Issues in Business* , ed. Donaldson, T. and Werhane, P., Prentice Hall, 1979.
- (17) Ladd, “Morality and the ideal of Rationality in Formal Organization” , p.498.
- (18) Goodpaster, K., “Morality and Organizations” in *Ethical Issues in Business* , Donaldson, T. and Werhane, P. (ed.), Prentice Hall, 1979.
- (19) Werhane, P., “Formal Organizations, Economic Freedom and Moral Agency” , *The Journal of Value Inquiry*, 14-1, 1980.
- (20) Ozar, “The Moral Responsibility of Corporations” .
- (21) Kriesberg, S.M., “Decision-making Models and the Control of Corporate Crime” , *The Yale Law Journal*, 85, 1976.
- (22) Keely, M., “A Social Justice Approach to Organization Evaluation” , *Administrative Science Quarterly*, June, 1978.
- (23) Pollock, F. and Maitland, F.W., “Corporations and Person” in Krader, L. (ed.), *Anthropology*

- and Early Law*, New York University Press, 1965.
- (24) Drucker, P., *Concept of the Corporation*, John Day, 1946.
- (25) Walton, C., *Coceptional Foundationws of Business*, Richar D. Irwin, 1969.
- (26) これは後に「統合社会契約論」として、より体系的に展開されることになる。Donaldson, T. and Dunfee, T.W., *Ties that Bind: A Social Contracts Approach to Business Ethics*, Harvard Business Press, 1999。

2015年12月16日脱稿

《論説》

Keeley の「非人格としての組織」論

宮坂 純一

解題

- 1 Keeley の問題提起
- 2 組織の意図と組織の目的
- 3 組織手続きから組織の意図は証明できない
- 4 組織は奇妙な外見を持つ人格である

小活

解 題

企業は道徳的主体なのか (Is the corporation a moral agent) ? これは business ethics あるいは corporate social responsibility といわれる学問領域で展開されてきたいわゆる「企業道徳的主体論争」で問われている事柄である。

企業道徳的主体論争は、フレンチ (French,P.) の「コーポレーションは道徳的人格である」⁽¹⁾との問題提起を巡って、1970-80年代から展開されてきた論争であり、キーワードは「道徳的主体としてのコーポレーション」である。この問題は、単に哲学レベルの認識論的な問題であるだけでなく、企業の責任のあり方を特定するという意味で極めて実践的な問題でもあり、基本的な問題である⁽²⁾。但し、「基本的な」問題であるが故に、賛成者と反対者が入り乱れて幾つかの論点を巡って議論がおこなわれてきたことが示しているように、難解であり、またある論文で反対者と見做されている研究者が他の論文では賛成者と位置づけられているように、かなりの「交通整理」を必要とする厄介な問題でもある。

筆者はこの「企業道徳的主体論争」にかなり以前から関心を寄せ幾つかの論攷を発表してきたが、いま（2015年に入って）あらためてその論争を体系的に整理しようと考え、その流れを追体験しその意味・意義を検証する作業（大仰に言えば、「企業道徳的主体論争史」研究）に取りかかっている。その切っ掛けとなったのが Rönnegard, D., *Corporate Moral Agency and the Role of the Corporation in Society*, The London School of Economics and Political Science, 2006 との出会いであった。その冒頭に、「コーポレーション自体は道徳的主体としての資格を持つものではない。……それ故に、コーポレーションは、その構成員とは別個に、道徳的に責任を負えない」、という記述がある。この問題に関しては、確かに厄介な問題であるが、すでに結論（コーポレーションは、幾つかの条件が付くとしても、道徳的責任を問われるという意味で道徳的主体である）がでていたとの認識を持っていた当時の筆者には、レンネガードの見解は「奇妙に思われる」が、他方で、「新鮮で」あり、好奇心をそそられた。論点を再確認する意味もあり、手元の文献を紐解くと、幾つかの興味深い指摘を見いだすことができた。たとえば、ロサーノ（Lozano, J.M.）⁽³⁾は、「コーポレーションは道徳的人格であるとのテーマはかなりの論争をもたらしたが、結論に到達してしない」、との1990年のファイファー（Pfeiffer, R.S.）⁽⁴⁾の見解を引用して、2000年以前の理論状況を彼なりに整理していたし、ムーア（Moore, G.）⁽⁵⁾は、business ethics の分野で基本的な問題であるにもかかわらずなおざりにされそして結果的には未決着のまま放置されてきた問題として、「コーポレーションのモラル・ステータス」問題をあげている。何故にそのような事態に陥っていたのであろうか。その理由は、ムーアの認識に従えば、簡単である。それは、この問題が「内在的に複雑であること」に起因している。

そして筆者が「内在的に複雑であること」をはっきりと認識したのは、レンネガードの論文（David Rönnegard, “How Autonomy Alone Debunks Corporate Moral Agency”, *Business and Professional Ethics Journal*, Volume 32, Issue 1/2, 2013）を（著者の許可を得て）翻訳する機会に恵まれたときである⁽⁶⁾。なぜならば、レンネガードが、彼の表現を借りれば、これまで触れられてこなかった「自律性」という概念に注目して、コーポレートモラルエージェンシーは誤りであることを証明する、という明確な問題意識のもとで、幾つかの成果を公表していることがわかったからである。そのとき以降、基本文献を読み解き「企業道徳的主体論争」の意義を改めて考える必要がある、という気持ちが強くなった。

本稿はそのような思いのなかで生まれた一連の（主要な文献を読み直す）作業の成果の1つであり、Keeley, M., “Organizations as non-persons”, *The Journal of Value Inquiry*, June 1981, Volume 15, Issue 2, pp.149-155 の「コーポレートモラルエージェンシー」に関する見解を読み解いた「論説」である。

1 Keeley の問題提起

1981年に、Keeley, M.が、道徳的な議論が活発になっている現状を歓迎しつつも、組織論者の1人として、道徳哲学領域で展開され始めていた1つの流れに疑問を提起した。その流れとは組織の社会的責任を分析するために組織を道徳的人格として見なすことであった。Keeleyに拠れば、「道徳的人格アプローチが近年の論文において、例えば、French, P. や Ozar, D.⁽⁷⁾によって展開され」、「彼らが高まってきた企業の説明責任を支える議論を構築している」ために、「そのような主張は好奇心をそそる」ものとして受け容れられるようになってきた。だが、Keeleyのコトバを借りると、それは「有益ではない (unhelpful) 議論」である。というのは、社会学的な伝統を踏まえると、「組織論者は、長い間、コーポレーションを一種の人格として見なしてきたが、その観点が、社会的に魅力的な示唆を与えることができないことも原因して、疑問視されている」⁽⁸⁾からである。それ故に、いまの時点で(1980年代初め—宮坂)、組織人格性がそもそもコーポレーションの説明責任という問題の原因だったのかそれとも解決策だったのかを解明することが興味深い課題として浮かび上がってくる。

このような問題意識のもとで、人格性を組織に帰属させる論理に焦点を合わせ、それを実践に移すと、結果的には、道徳的に不都合なことが生じる、と論評したのが、Keeleyの論文「非人格 (non-person) としての組織」である。以下、Keeleyの主張の要点を整理する。

2 組織の意図と組織の目的

道徳的主体性をコーポレーションに帰着させる試みを攻撃した代表的な研究者が Ladd, J.と Werhane, P.である。彼らは、コーポレーションは人格あるいは有機体というよりはむしろ機械のようなものである、すなわち、コーポレーションは特殊な目的を効果的に達成するための非人格的な集合体であり、その目標に対立する道徳的行為は組織の観点からすれば単純に非合理的である、と主張した⁽⁹⁾。このような議論は、Keeleyに拠れば、あまり説得的ではない。何故ならば、Ladd や Werhane たちは、モラル・エージェンシー論が構築されるベースとなる特性 (property)、すなわち、意図性という特性が組織に存在することを認めているからである。Keeleyの立場から言えば、道徳的人格説に対してより強力に反論したいならば、組織は意図あるいは目標を全く有していない、ということを示すことが必要であり、その作業を通して説得的に反論できることになる。

このような Keeleyの視点から言えば、Frenchの論文は組織のステイタスを道徳的人格として認めるときに生じてしまう不可思議な (mystical) 動きが取り込まれている1つの

例である。「French は、組織は、それが道徳的人格として見なされるためには、単に法人人格ではなく、メタフィジカルな人格として規定されなければならない、とものともらしく論じている。そしてこのことが、今度は、組織が自分自身の行為を『意図』できる、ということを示すことを要求したのである。」そしてこのような「不可思議なことは」、French にあつては、「組織の意図の発明」へと繋がり、それが個人の相互作用を社会的な存在へと変換するものである」、とされたのであった。他方、「組織論者は集団的な意図あるいは目標について十分に説明しようと努めてきたが、成功したとは言えない」状態が続いてきた⁽¹⁰⁾。Keeley の理解では、彼らの失敗は組織人格性を弁護したことと関連している。

この問題をあきらかにするためには、Keeley に拠れば、3つの概念（組織のための目的、組織の目的、組織の結果）を区別することが有益である。組織のための目的は組織のアウトカム（組織行動を通してもたらされた事態）に対する人々の選好である。組織の目的は組織自身が意図するアウトカムである。組織の結果は共同の行動の結果である。我々は、組織の参加者に質問することによって、第1のものは特定化できるだろうし、行動を観察することによって第3のものも特定できるかもしれない。しかし、第2の「組織の目的」は、Keeley の解釈では、社会人の信念のなか見られるものであり、何らかの手段によって特定化することは不可能である。事実として、真の組織的な目的や意図を明確にできないとすれば、それらが存在していると見せ掛ける、あるいは組織が重要な点でヒトと似ていると考えさせる、特徴・特質（point）が存在していないのである

3 組織手続きから組織の意図は証明できない

かつては、Keeley の理解に従えば、組織論者は目的は何ら問題なく明確に提示できるものである、と考えていた。目的は、公式的な資料や組織を代表する人々の声明（例えば、定款、年次報告書、経営者の公式声明）に見いだすことができる、と。しかしながら、今日では、そのような「公式的な目的」は誤解を招く恐れがある、と一般的には見られている⁽¹¹⁾。なぜならば、「それらは特別な参加者から社会的に賛同を得たり彼らのコミットメントを確保するためにしばしば出されるものであり⁽¹²⁾、組織の諸活動の真の性格を必ずしも反映していない」からである。Keeley のコトバをそのまま借りれば、「幾つかの公式声明は《進歩は我々の最も重要な産物である》というような理想を盛り込んだ毒にならない架空のものであり、他のものはより腹黒く……、ある会社はほとんどあり得ない最新の目的を提示したり、地球に住んでいるほぼすべての人々の夢を実現する組織である、と主張している」コーポレーションもある。いずれにせよ、そのような報告書には「疑問の余地がある」。その作成者の視野がいかなるものであろうとも、「組織の参加者によって示された目的は基本的には組織のために参加者が考えた目的を記述したものである（決して

作成者のものではない)」。Keeley の立場では、そこに記されている目的が、参加者の誰かがそのように述べたものにすぎないという事実を超えて、組織の真の目的である、と言うためには、更なる証拠が必要なのである。

組織のための目的と組織の目的を区別するという問題に提示されてきた通例の解決策は、Keeley の理解に従えば、「現実の組織の活動を直視し、それらの活動から、それらが支持している「現実の」ないしは「業務上の」目的は何なのかを推察する」⁽¹³⁾ ことである。そして Keeley によれば、French と Ladd は、まさにこの流れに則って、組織の手続きを観察すれば、それはゲームの規則に類似しているために、その手続きから組織の意図を抽出できる、と示したのであった。しかし、Keeley の立場から言えば、「実際には、できないのだ」。何故なのだろうか。それは、「組織の活動を分析する場合に2つの問題がしばしば混同されている」からである。「1つは組織行動と非組織行動を区別することであり、もう一つは組織行動から組織の意図を抽出することである」。このことに関して、Keeley は、業務上の手続きを観察することは第1の障害に対しては有益かもしれないが、第2に対しては役立たないであろう、と次のように説明している。「組織への参加者の行動を観察したとする。規則的なものから偶発的なものに至るまで様々なパフォーマンスが観察されるだろう。我々はそれらの幾つかを組織的なパフォーマンスと名付ける。例えば、上司への報告書の準備や送信、など。逆に、非組織的なあるいは個人的なパフォーマンスと名付けたいものもある。私的な電話など」。「分析の単位として組織に注目するならば、我々はこれらの2つを区別する方法を持たなければならない」。そこで、「多くの場合(すべてではないが)、組織図、職務記述書、製造指図書、業務習慣などに見られる、組織の規則、手続きを参照して、我々はそのような区別をおこなっている」。しかしながら、そのような手続きは「組織行動を特定化することには役立つかもしれないが、その行動から組織の意図を抽出する」ことは容易ではない。真の組織の意図とは何なのであろうか？

Keeley の説明を更に聞くことにする。ここで、「Ladd と French が用いたゲームとの類似性を考えてみよう。我々がゲームの規則(すなわち、組織手続き)を知っているならば、どの行為がゲーム(すなわち、組織行動)において有効なのかを容易に特定することができる。そして、通常、それらの規則から、様々な参加者がゲームでなにを意図しどのような状態で終わろうとしているのか(すなわち、組織のための目的)を推察することができる。しかし、ゲームの規則はゲーム自体が意図していることをあきらかにしてくれるわけではない。実際のところ、ゲーム自体が何かを意図している、と言ったとしてもほとんど意味がないだろう。ゲームに類似した特徴から組織の意図を推察することが非論理的であることは Ladd の言説においても明示されていたことであり、彼は、キングをチェックメイトすることがチェスの規則に内在するものではないように、組織の目的はその活動に本来備わっているのではない、と述べている」⁽¹⁴⁾。

ここで一旦 Keeley の立場を確認しておこう。彼に拠れば、このような「類似性は、組

織が自分自身の目的を持っている、という Ladd や French の主張を支持するようには思われ
ない。「チェスにおいてチェックメイトするという目的はあきらかにそのゲームが達成
しようとして試みあるいは意図している何かではないのだ。それは参加者が協力して達成し
ようとする共通の (shared) 目的ではないのである。むしろ、一人の参加者にはブラック
キングをチェックメイトすることが目的であり、別の参加者にはホワイトキングをチェッ
クメイトすることが目的であり、二人はお互いに同意した規則のなかで別々の目的に向か
って動いている。同じことが組織にも見られ、業務手続きあるいはゲームの規則はそれ自
体では正真正銘の組織目的を伴っていないのである」。

Keeley は次のように自分の立場を明確にしている。「私はゲームとの類似性をあまりも
遠ざけ、組織の参加者は、普通は、チェスのように競争的な個人的な目的というよりもむ
しろ共通の組織目的を達成するために協働しているのだ、と主張しているように思われ
るだろう。この点では、例えば、French も、コーポレーションでは参加者の多様な目的が (参
加者個々人の意図とは異なる) 長期にわたる企業目的に融合されている、と論じている⁽¹⁵⁾
が、French は、このように主張するとき、1つのポピュラーな社会学的論点に大きく依
拠していた。それは、組織は個人の集合体《以上の》何かであり、組織は、ある意味では、
調整された実体として行動できる、という命題である。コーポレーションの役員が、例え
ば、カルテルに参加する方向に向けてコーポレーションの舵取りをはじめたとしよう。こ
れは単に個人の行動ではなくコーポレーションの行動として記述されるものである。この
ような性格付けは、多分、正確である。しかし、French は、我々がもう一步踏み込んでそ
のような行動コーポレーションの意図を伴っていることを認めないならば、我々を、《人
間中心の偏見に陥っている》として告発するであろう。彼は、オルタナティブな、擬人化
された、組織行動観が正当化されている、とは述べていないのだ」。

続けて、Keeley に聞くと、「組織が幾つかの自分自身の特性を有していることは」公平
に見て「明白である」。しかしながら、組織に「意図性が存在する」ということに関して
は、疑う余地がないとは言えないのである。彼は次のような事例を挙げる。「組織は、ヒ
トの相互作用のシステムとして、イベントを展開し組織に帰属する結果 (例えば、利潤)
を生み出す。組織の結果は個々人の行動の集成的な結果《以上のもの》である。それは、
単に行動しているヒトの様式ではなく人々が一緒に行動する方法」の違いに「よって生じ
たという点で、真に集団的な特質である。別の言い方をすると、人々の動機は行動に影響
を与えるが、彼らの現実の協働的な行動 (組織) は動機から独立した結果を生み出すこと
になる、ということである」。それ故に、我々は、「イベントが共同で生み出したものあ
るいは結果を、そのときに個人が組織の手続きに従って行動しているために、組織の行動
として描くのである」。しかしながら、「組織がそのように行動しているという事実から」、
言い換えると、「ある結果を生み出しているという」事柄をもって、「組織がある結果を
意図して行動できると主張することは大きなジャンプ (leap) である。後者の主張を確立

するためには、組織によって意図された結果（組織の目的）とその他の結果を区別できないなければならないのである。「このことは、参加している個々人の意図に言及することなくして、不可能であろう」——これが Keeley の主張である。

以上のことを、コーポレーションを念頭に置いて、説明し直すと、次のように文章化されることになる。「組織の結果には、利潤、赤字、財貨、サービス、給与、成長、汚染物質、職業病、人種差別、等々があろう。それらはすべて組織行動（組織の規則あるいは手続きに則った行動）によって生み出されたものであるが、我々はそのうちの幾つかだけを《組織目的》として呼びたいし、他のものは目的達成のための《コスト》として考えたい。しかし、どれが目的であり、どれがコストなのであろうか？ 不幸にも、これに関して、業務上の手続きは曖昧であり、「それだけに」頼ることは難しい。「ある人々は、例えば、製造業務を利潤ジェネレーター（generator）として見なすだろう。その場合、給与はそのコストに入る。またある人々はその業務を給与ジェネレーターとして見なすだろう。この場合、利潤がそのコストに入る。そして、組織はどちらが正しいか語れないのである」。というのは、「利潤も給与も目的かもしれないという点では、それぞれの立場は、部分的には、正しい」からである。しかも、「通常、そのような議論を解決する組織的な基準が存在していないのだ」。「組織は、行動の体系として、ある結果を（それ自身のサバイバルを含めて）他の結果よりも優先させること自体ができないようになっている」。ということは、「目的を特定するということがヒトの好みに掛かっている」ことを意味している。

「我々が普通《組織目的》と呼んでいるものは組織行動の潜在的な結果なのであり、それらは少なくとも参加している何人かの個人のための目的である。例えば、それは、利潤、給与、製造物であり、決して、汚染物質、職業病ではないだろう。French も Ladd もそしていかなる組織論者も、私（keeley — 宮坂）の知識では、組織目的を（そこに参加している人々の意図である）組織の結果から区別する基準を提示してこなかった」。

keeley 自身の要約をそのまま引用すると次のようになる。「組織の結果と組織のための目的は一般的に特定することができるが、組織の独自（independent）目的は存在しないのだ。組織目的を組織の活動から導き出すためには、まず前者を想定することが必要である。French がしたことはまさにこのことであつた。French は組織目的を識別するためにゲームの規則を提示したが、それは、結局のところ、手続きをそのまま記述したものではなくそれ以上のものだったのである」。例えば、《確立されたコーポレート政策》がその事例であり、コーポレーションの目的が定款やアニュアルレポートに記載されている⁽¹⁶⁾。そして「それらに沿った行動がコーポレーションによって意図されたものとして見做されているのである。かくして、我々は、出発点、すなわち、（組織のための目的にすぎない）公式の目的に戻ることになる」。

keeley の要約は更に次のように続いている。「すでに述べたように、声明としての公式の目的は狭いものもあれば包括的なものもある。しかし、いずれにしても、組織のための

目的を組織の目的と呼ぶことは欺まんである、と私 (keeley — 宮坂) は考える。後者が複雑な組織においては明らかに存在しないことに関しては、一定の合意が存在している」。小規模の組織は例外として、「大きな組織では、組織のための目的は多様であり対立さえしている。」それ故、私たちは「目的について語るとき、誰の目的について語っているのか、株主のための目的なのか、従業員のための目的なのか、消費者のための目的なのか、等々を確認することが重要である。集团的目的という考え方は組織分析を極めて単純化したものなのである」。

4 組織は奇妙な外見を持つ人格である

集団に個人的な意図と類似するものが存在することを指摘できないとすれば、組織は奇妙な外見を持つ (trange-looking) 人格である。組織はメタフィジカルな人格には見えないし、道徳人格にも見えない。しかしながら、これは、組織について道徳的な判断をできない、ということの意味するものではない。例えば、組織 X が、人格としてとは言わないまでも、社会的システムとして、道徳的な見地から、組織 Y よりも好ましい、と論じることは十分に論理的である。これは、ゲームとの類似性で考えると分かり易い。ゲームがそれ自体として責任を持って行動しているのかを尋ねることは奇妙なことであるが、それがフェアなのか、正しいのかを尋ねることは合理的なことである。多分、ホッケーのような潜在的に暴力的なゲームであろうとも、それが有害な行為に対してペナルティーを科しているかぎりにおいて、ペナルティーを科していないゲームよりは、道徳的に好ましい、と言えるだろう。同じように組織の場合でも、関係者に対する有害な結果を最小限に抑えている組織は、道徳の見地から、好まれることになる⁽¹⁷⁾。

Keeley に拠れば、上記の事例で想定している組織イメージは「トラスト (trust)」概念に沿ったものである。つまり、組織はパワーと資源の集合体であり、組織に要求を提示し参加している諸個人のウェルフェアを促進するために存在している、と解釈される。これとは対照的に、道徳的人格アプローチは、一方で、組織に責任を認めているが、同時に他方で、組織に、組織のウェルフェアを追求するための法外な権利を与えている。そのことは、French が、「コーポレーションは個人の野望や決定をコーポレーションのニーズやサバイバルに従属させなければならない」⁽¹⁸⁾、との P. Drucker の文言を引用していることにあらわれている。このような「従属」というコトバは魅力的なものではないが、現実には、社会的人格説を体現している組織論では典型的に見られるコトバである。但し、Keeley によれば、一連の哲学者たちはこの見解に社会的責任を付け加えているのであり、彼らには、そうではない他の多くの人々に比べると、コーポレーションの説明責任を正当化するつもりがない。例えば、道徳的人格アプローチを標榜する Ozar がその事例であり、彼は、コ

コーポレーションは、ヒトに適用される条件と同じものが適用されるならば、すなわち、意思決定するものが組織行動の有害な結果を予測できなかったならば、道徳的責任を容赦されるだろう、と言外に述べている⁽¹⁹⁾。しかしながら、Keeley の判断では、我々は組織に人間と同じような弁護の権利を与えることによって重大な企業責任が矮小化されるような途を選択すべきではないのである。

道徳的人格アプローチの危険性は、コーポレーションに多くの権利を付与する割には、コーポレーションの説明責任という点で、我々が得ることが少なくなること、にある。これが Keeley の総括である。

小 活

上記のことを踏まえると、Keeley の見解は、本稿（宮坂）の理解に従えば、以下のよう（問答形式を取れば）整理される。

Q 1 Keeley の基本的な立場はどこにあるのか？

A 1 Keeley は、組織を道徳的人格として見なすことに反対である。この点で、Keeley は、Ladd,J.や Werhane,P.と同じ立場に立っている。

Q 2 Keeley と Ladd や Werhane との違いはどこにあるのか？

A 2 Keeley に拠れば、Ladd や Werhane は組織に意図性という特色があることを認めているが、Keeley は、組織は意図を全く有していない、と主張している。
コーポレーションは意図を有していないために、道徳的人格ではないのだ、と。

Q 3 組織論者としての Keeley の論理展開の独自性はどこにあるのか？

A 3 Keeley は、組織の目的と組織のための目的を区別している。公式の目的は利害関係者が組織のために考え出したものであり、それは組織の目的ではない、と。

Ladd や Werhane にもこのような問題意識があり、組織の現実の活動から組織目的を推察しようとして、その手掛かりを組織の規則（手続き）に求めた。しかし、手続き（規則）から組織目的を導き出すことには無理があった。手続きに従って行動して生じるものはあくまでも結果であり、それは組織の目的ではない。

Keeley の立場では、組織独自の目的は存在しないのであり、そのことを踏まえると、組織に意図が備わっているとは言いがたい。

注記

- (1) French, P.A., “The Corporation as a Moral Person” , *American Philosophy Quarterly*, 16, 1979.
- (2) 例えば、*The Stanford Encyclopedia of Philosophy*. Business Ethics (First published Wed Apr 16, 2008) (<http://plato.stanford.edu/entries/ethics-business/> 2015.11.11 アクセス) でも、企業道徳的主体論争が取り上げられている。
- (3) Lozano, J.M., *Ethics and Organizations. Understanding Business Ethics as a Learning Process*, Kluwer Academic Publishers, 2000.
- (4) Pfeiffer, R.S., “The Central Distinction in the Theory of Corporate Moral Personhood” , *Journal of Business Ethics*, 9-6, 1990.
- (5) Moore, G., “Corporate Moral Agency: Review and Implications” , *Journal of Business Ethics*, 21-3, 1999.
- (6) レンネガード稿宮坂純一訳「コーポレート・モラル・エージェンシー論の誤りを証明する」『社会科学雑誌』13 巻、2015 年。彼は「コーポレート・モラル・エージェンシー」が成立しないことを積極的に問い続け、2015 年に、*The Fallacy of Corporate Moral Agency*, Springer を刊行している。
- (7) French P.A., “The Corporation as a Moral Person” , *American Philosophical Quarterly*, 16 (1979); Ozar, D.T., “The Moral Responsibility of Corporations” , in Thomas Donaldson and Patricia H. Werhane (eds.), *Ethical Issues in Business* (Englewood Cliffs, N J: Prentice-Hall, 1979, pp. 294-300.
- (8) Keeley, M., “Organizational Analogy: A Comparison of Organismic and Social Contact Models” , *Administrative Science Quarterly*, 25 (1980).
- (9) Ladd, L., “Morality and the Ideal of Rationality in Formal Organizations” , *The Monist* , 54 (1970); Werhane, P.H., “Formal Organizations, Economic Freedom and Moral Agency” , *Journal of Value Inquiry*, 14 (1980).
- (10) Georgiou, P., “The Goal Paradigm and Notes Toward a Counter Paradigm” , *Administrative Science Quarterly*, 18 (1973); Keeley, M., “A Social-Justice Approach to Organizational Evaluation” , *Administrative Science Quarterly*, 23 (1978).
- (11) Perrow, C., “The Analysis of Goals in Complex Organizations” , *American Sociological Review*, 26 (1961); Hall, R.H., *Organizations*, 2nd ed. (Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall, 1977).
- (12) Keeley の論文で使われている「参加者」は「メンバー」よりも幅広い概念であり、今日の言葉で言えば、ステイクホルダーに該当する。
- (13) Hall, *Organizations*, pp. 71-77.

- (14) Ladd, “Morality and the Ideal” , p. 495.
- (15) French, “The Corporation” , p. 214.
- (16) Ibid.
- (17) Keeley, “A Social-Justice Approach” .
- (18) French, “The Corporation” , p. 213.
- (19) Ozar, “The Moral Responsibility” , pp. 297-98.

奈良経営学雑誌 *Nara Management Journal*

第3巻 / Vol. 3

2015年12月25日発行)

発行所

奈良マネジメント研究グループ

NGOMS (Nara Group of Management Study)

事務局

Ozecho 720-23, Ikomasi Nara, Japan 630-0223

代表者

Jun'ichi Miyasaka

問い合わせ (contact)

juka2 (@ mark)kkf.biglobe.ne.jp

ISSN 2188-7942

electronic magazine

Nara Management Journal

Vol.3, December 2015

Articles

Commentary on Donaldson's "Conditions of Corporations as Moral Agency"

..... Jun'ichi Miyasaka

On Keeley's "Organizations as non-persons"

..... Jun'ichi Miyasaka

Nara Group of Management Study